

保険証の様式が改正され 臓器提供意思表示欄が 設けられました

臓器提供の意思表示に
ご協力をお願いします

臓器移植に関する法律が改正され、国および地方公共団体は移植医療に関する啓発や知識の普及を進めることとなりました。そのため厚生労働省は保険証の様式を改正して、臓器提供に関する意思表示欄を設けることになりました。



臓器提供の意思表示

臓器を提供するか、しないかは自分の意思で決められます。臓器を提供したいと思う人は、日本臓器移植ネットワークに登録するか、保険証や運転免許証の意思表示欄や「意思表示カード」などに自分の意思を書いておく必要があります。

みなさんの保険証の裏面にも意思表示欄が設けられています。意思表示の記入にご協力ください。

* 臓器提供意思表示欄の記入内容は、臓器の移植に関する法律に規定する書面による意思表示として取り扱われます。ただし「提供する」意思の登録は15歳以上の人が可能です。

記入方法や臓器提供についてくわしくは中面をご覧ください。



臓器移植とは

臓器移植は病気や事故によって臓器が機能しなくなった人に、他の人の健康な臓器を移植して機能を回復させるという医療です。臓器が機能しなくなり死と向き合いながら臓器提供を待っている人は日本でおよそ13,000人。それに対して移植を受けられる人はほんのわずかで、多くの人移植を待ちながら病気と闘い亡くなっています。もしその人たちに健康な臓器を提供することができれば多くの命を助けることができます。

あらかじめ臓器提供の意思表示がしてあれば、健康な臓器の提供によって誰かの命を助けることができます。移植医療へのご理解とご協力をお願いします。



提供できる臓器

臓器移植法では、脳全体が動かなくなってしまった脳死*の場合と、心臓が停止した心臓死の場合に臓器を提供できると決められています。

脳死後提供できる臓器：心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球

心臓が停止した死後提供できる臓器：腎臓・脾臓・眼球

*脳死とは病気や事故などで脳全体が機能しなくなり、人工呼吸器を付けるなどしなければ心臓が停止してしまう状態です。回復の可能性のある植物状態（脳幹の機能が残っていて自発呼吸ができる状態）とは全く別の状態です。

親族への優先提供が行われる場合

親族への臓器提供を希望する場合は、以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

- ご本人（15歳以上の方）が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示している。
- 臓器提供の際、親族（配偶者*1、子ども*2、父母*2）が移植希望登録をしている。
- 医学的な条件（適合条件）を満たしている。

*1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。

*2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

親族優先提供についての留意事項

- 医学的な条件などにより移植の対象となる親族がいない場合は、親族以外の方への移植が行われます。
- 優先提供する親族の方を指定（名前を記載）した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
- 「〇〇さんだけにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。
- 親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。

臓器提供意思表示欄の記入方法



保険証(カードサイズ)の裏面(例)▶

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1 から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。
- (1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

【特記欄:

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆):

家族署名(自筆):

お問い合わせは下記の総合事務所又は本部へ
銀座総合事務所 03-3542-0161 池袋総合事務所 03-3984-6701
恵比寿総合事務所 03-5458-1631 立川総合事務所 042-524-7020
新宿総合事務所 03-3363-3791 本部 03-3404-0123

《1 から3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

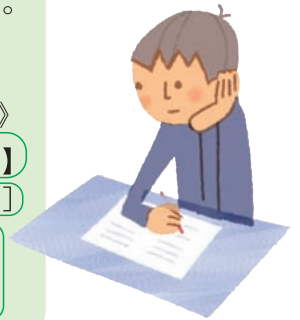
《1 又は2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

2. 【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

3. 【特記欄:

署名年月日: 年 月 日

4. 本人署名(自筆): 家族署名(自筆):



1 意思の選択

1.~3.のうち自分の意思に合う番号をひとつだけ選び○をしてください。

- 脳死後および心臓が停止後に臓器を提供してもよいと思われる人は、1.に○をしてください。
- 脳死後での臓器の提供はしたくないが、心臓が停止した後は臓器を提供してもよいと思われる人は、2.に○をしてください。(この場合は法律に基づく脳死判定を受けることはありません。)
- 臓器を提供したくないと思われる人は、3.に○をしてください。[4へ]

2 提供したくない臓器の選択

1.か2.に○をした人で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できるのは以下の臓器です。

脳死後: 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球

心臓が停止した死後: 腎臓・脾臓・眼球

3 特記欄への記載について

●組織の提供について

1.か2.に○をした人で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもよい人は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

●親族優先の意思について

親族優先提供の意思表示をしたい人は「親族優先」と記入できます。(くわしくは「親族への優先提供が行われる場合」をお読みください。)

4 署名など

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、できればこの意思表示カードを持っていることを知っている家族が、その確認の為に署名してください。

記入時の 注意点

- ボールペン等の消えない筆記具を使用して記入してください。
- 個人情報保護の観点から、意思表示欄に保護シールを貼り付けて使用できます。

臓器提供意思表示欄の記入についてのQ&A

Q1 必ず、臓器提供に関する意思を保険証の意思表示欄に記入しなければなりませんか？

A 臓器提供意思表示欄への意思の記入は任意であり、記入を義務付けるものではありません。また記入の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。



Q2 意思表示の記載内容を変更したくなった場合は？

A 臓器提供意思表示欄を記入した後も、いつでも臓器提供に関する意思を変更することができます。保険証に記載した内容を変更する場合には、二重線を引くなどした上で、新たな意思を表示するか、保険証以外の意思表示カードなどを活用してください。



Q3 既に臓器提供意思表示カードを持っている場合でも保険証に記入する必要がありますか？

A 既に持っている意思表示カードも有効ですが、日頃携帯する保険証にも記入のご協力をお願いします。なお、異なる意思表示が複数あった場合、最も日付の新しいものが有効な意思表示として取り扱われます。



もっと、知っておきたい臓器提供のこと

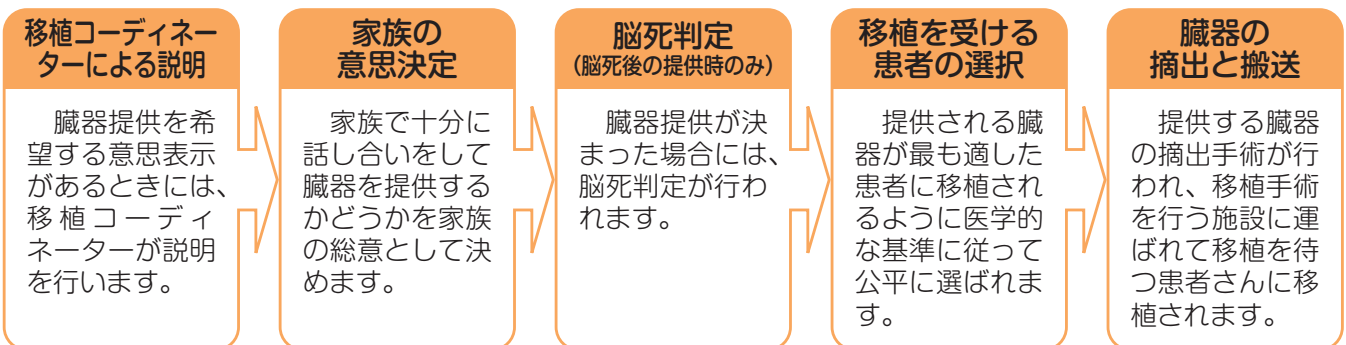
●臓器提供は誰にでもできるのですか？

臓器提供の意思表示には年齢の上限はなく、病気で薬を飲んでいる場合などでも記入できます。ただし、がんや全身性の感染症で亡くなられた場合には臓器提供できない場合がありますので、実際の臓器提供時に医学的検査をして判断します。

●インターネットでの意思表示（登録）とは？

本人の意思をより確実に確認するためにもインターネットでの登録をおすすめします。インターネットで意思を登録すると、ID入り登録カードが郵送されます。変更や削除はいつでもできます。

●臓器提供から移植まではどのように行われるのですか？



臓器移植に関する
ご質問・お問い合わせは

(社)日本臓器移植ネットワーク
フリーダイヤル▶0120-78-1069 携帯電話からは▶03-3502-2071
ホームページ▶<http://www.jotnw.or.jp>

* 意思表示欄保護シールについては、保険者または保険証などの発行窓口にお問い合わせください。
* このリーフレットは(社)日本臓器移植ネットワーク、厚生労働省の資料を参考に作成しています。